

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	23
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69

執行機関名 南相馬市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)による定住促進住宅及び共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号)別表2 法によらない事務 第27の項 南相馬市定住促進住宅条例(平成22年日南相馬市条例第26号)による定住促進住宅及び共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和三十六年六月四日法律第百九十三号)第1条	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第2条1項
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第2条1項 地方自治法第244条第1項の規定に基づき、市民生活の安定と社会福祉の増進を図るため、定住促進住宅及び共同施設を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第14条
②事務の内容	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第十六条第一項又は第二十八条第二項の家賃の決定に関する事務	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第14条の家賃の決定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第3条第3号・第14条・公営住宅法施行令第1条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	同法第二条第二号の公営住宅(以下この条において「公営住宅」という。)の入居者又は同居者(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)に係る次に掲げる情報 道府県民税又は市町村民税に関する情報	定住促進住宅入居者等に係る市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第15条・第18条第2項
②事務の内容	公営住宅法第十六条第四項(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第15条及び第18条第2項の家賃又は敷金の減免に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ハ	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第3条第3号・第15条・第18条第2項・公営住宅法施行令第1条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	定住促進住宅入居者等に係る市町村民税に関する情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第15条・第18条第2項
②事務の内容	公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第15条及び第18条第2項の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ハ	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第3条第3号・第15条・第18条第2項・公営住宅法施行令第1条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	定住促進住宅入居者等に係る市町村民税に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第7条
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第7条の入居の申し込みに係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第3条3号・第6条・第7条・公営住宅法施行令第1条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	同項の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	定住促進住宅入居者等に係る市町村民税に関する情報

事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	南相馬市定住促進住宅条(平成22年南相馬市条例第26号)例第11条
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第11条の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ハ	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第3条3号・第6条・第11条・公営住宅法施行令第1条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	第二号に掲げる情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	定住促進住宅入居者等に係る市町村民税に関する情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第12条
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第12条の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ハ	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第3条3号・第6条・第12条・公営住宅法施行令第1条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	定住促進住宅入居者等に係る市町村民税に関する情報

事務7	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第32条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務	南相馬市定住促進住宅条例第32条第1項の明渡し請求に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ハ	南相馬市定住促進住宅条例(平成22年南相馬市条例第26号)第28条・第32条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る 道府県民税又は市町村民税に関する情報	定住促進住宅入居者等に係る市町村民税に関する情報

備考	<p>(趣旨又は目的が同一であるとする理由)</p> <p>公営住宅法は、第1条で「～住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、～国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定めている。</p> <p>一方、南相馬市定住促進住宅条例は、第2条で「～市民生活の安定と社会福祉の増進を図るため、定住促進住宅及び共同施設を設置する。」と定め、第3条で「定住促進住宅 市内への定住促進を図るため、市が低額所得者に賃貸する住宅及びその附帯施設をいう。」としている。</p> <p>上記の公営住宅法第1条の「住宅に困窮する」については、公営住宅法第23条第2項及び公営住宅法施行令第7条にて定められており、居住可能な住宅を所有しながら公営住宅への入居を希望している者などについては、低額所得者であっても原則としてこの入居者資格を満たさないとされている。(逐条解説公営住宅法 改訂版 国土交通省住本靖ほか著 ぎょうせい 107頁)また、「低額所得者」とは、公営住宅法第23条第1項及び公営住宅法施行令第6条にて25万9千円以下で事業主体が条例で定める金額以下の者とされており、南相馬市は南相馬市営住宅条例第6条第1項第2号で21万4千円以下と定めている。</p> <p>一方、南相馬市定住促進住宅条例は、第3条で「～市内への定住促進を図るため、～低額所得者～」と定めているが、「市内への定住促進を図るため」とは公営住宅法に定める「住宅に困窮する」者を含めて市内への定住を希望する者であれば誰でもこの入居者資格を満たすこととしている。また、「低額所得者」は、第6条において南相馬市営住宅条例第6条第1項第2号を準用して21万4千円以下と定めている。</p> <p>よって、公営住宅法、南相馬市定住促進住宅条例ともに、国民(市民)生活の安定と社会福祉の増進を目的としており、また南相馬市定住促進住宅条例は公営住宅法が定める「住宅に困窮する低額所得者」を含めて市内への定住を希望する低額所得者であれば誰でも入居資格を満たすことができ、且つ市営住宅及び定住促進住宅ともに低額所得者を21万4千円以下の者と定めていることから、おおむね趣旨又は目的が同一であると判断したものである。</p>
----	--